

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（E 日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄（ ア ）～（ オ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。（配点 20 点）

訴訟担当には、法定訴訟担当と（ ア ）訴訟担当の 2 つがある。前者には債権者代位訴訟があり、債権者が受けた判決の効力は、被代位権利を有する債務者に及ぶ。そのため、債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対して（ イ ）をしなければならない。後者は、本人の授權に基づいて行われる。民事訴訟法において（ ア ）訴訟担当が認められている例として、（ ウ ）がある。（ ウ ）の要件である「共同の利益を有する多数の者」については、多数者の相互間に共同訴訟人となる関係があり、かつ、各人のまたはこれに対する相手方の請求が主要な（ エ ）方法を共通にすることで足りると考えられている。

法律において規定のない（ ア ）訴訟担当について、判例は、（ オ ）の原則や訴訟信託の禁止を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、（ ア ）訴訟担当を認める合理的必要がある場合には許容するという一般的な基準を明らかにしている。

- II. 訴訟要件について、具体例を 2 つあげて、2 行程度で説明しなさい。
（配点 10 点）

- III. X は Y に対して所有権確認の訴え（前訴）を提起して、X の勝訴判決が確定した。このことを前提として、XY 間の訴訟（後訴）における前訴判決の既判力の消極的作用・積極的作用について、5 行程度で説明しなさい。
（配点 20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄ア～ケに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①に当てはまる最も適切な条文は何か（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書まで特定すること。）、それぞれ答えなさい。なお、同一の記号には同一の語句が入る。（配点 30 点）

証拠物の場合、その収集手続きに違法があってもなくても、その証拠の（ ア ）には変わりはない。

しかし、刑事訴訟法 1 条が、同法の大原則として実体的真実主義と人権保障との調和を規定していることなどにかんがみ、証拠物の収集手続きにどのような違法があっても、その（ イ ）に影響がないとすることが妥当性を欠くことは明らかだと思われる。

違法収集証拠が排除される根拠については、第 1 に（ ウ ）を根拠とする立場、第 2 に（ エ ）を根拠とする立場、第 3 に（ オ ）を根拠とする立場がある。

ほかに、憲法上の保障（憲法 31 条又は 35 条）を根拠とする立場があるが、最判昭和 53 年 9 月 7 日（刑集 32 巻 6 号 1672 頁）は、違法収集証拠の証拠能力について「この問題は（ カ ）の解釈に委ねられているものと解するのが相当」と判示しており、この立場を採るものではないといえよう。

また、同判例は、「証拠物の押収等の手続に、⑦憲法 35 条及びこれを受けた（ ① ）等の所期する（ キ ）するような（ ク ）があり、④これを許容することが将来の（ オ ）の見地からして（ ケ ）と認められる場合においてはその（ イ ）は否定される。」との一般論を示した。上記⑦の部分は、前記第 2 の立場を、また上記④の部分は、前記第 3 の立場を採り入れていることが読み取れる。加えて、同判例は明示こそしていないが、その背景には前記第 1 の理念も論拠の一つとして含んでいるという見解が有力である。

Ⅱ 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。 (配点 20 点)

1 犯罪被害者が、被害者参加人として行うことができること及び被害者参加人ではない場合でも被害に係る被告事件の公判期日において行うことができること（裁判所の許可等の必要な要件は満たしていることを前提とする。）。
(5 行)

2 起訴便宜主義 (4 行)

〔このページは空白です。〕